

出生届の書き方と注意

出生届は、子が生まれてから14日以内に届出る義務があります。
出生届を提出して受理されると、法律上、子が生まれたことが認められ、父母の戸籍上に記載されることになります。
出生届と出生証明書は、同じ1枚の用紙になっており、左側が出生届、右側が出生証明書に分かれています。父母が記入するのは左側の出生届のみです。

○赤文字の部分が、届出する人が記入する部分です。

- ①届出の日付
出生届を届出する日付を記入します。
- ②届出先
父か母の本籍地、子の出生地、または届出人の住所地か、滞在地の市区町村長あてに提出します。
- ③子の氏名
子の氏名を書きますが、父母の離婚後300日以内に生まれた場合でも、婚姻中の姓を記入します。もし、非嫡出子のときは母の姓を記入します。
非嫡出子とは、法律上の婚姻関係がない相手との間に生まれた子のことです。
- ④父母との続き柄
嫡出子と非嫡出子の区別と男女の区別および続き柄（長男、二男、三男・・・、長女、二女、三女・・・）の区別を記入します。
嫡出子とは、法律上の婚姻関係がある相手との間に生まれた子のことです。
- ⑤生まれたとき
子が生まれた年月日、時間を記入します。昼12時は午後0時、夜12時は午前0時になります。（右側の出生証明書のとおり記入してください。）
- ⑥生まれたところ
子が実際に生まれた場所の住所を書きます。（ 〃 ）
- ⑦住所
子の、住民登録をするところの住所を記入します。通常は、父母の現住所になります。
- ⑧父母の氏名、生年月日
父母の氏名、生年月日と、子が生まれたときの父母の満年齢も記入します。

出生届

- ① 令和〇年〇月〇日 届出
- ② 北海道野付郡別海町長 殿

生 ま れ た 子	（よみかた） ③ 子の氏名 外国人のときはローマ字を付記してください 別海 一郎	氏 名 氏 名 別海 一郎	④ 父母との 続き柄 ☒ 嫡出子 ☐ 嫡出でない子 ☒ 男 ☐ 女
	⑤ 生まれたとき 令和 5 年 4 月 1 日	☒ 午前 ☐ 午後	時 分
	⑥ 生まれたところ 北海道野付郡別海町別海西本町52	番地 番	号
	⑦ 住 所 北海道野付郡別海町別海常盤町280	番地 番	号
生 ま れ た 子 の 父 と 母	⑧ 父 母 の 氏 名 生 年 月 日 子が生まれたときの年齢 父 別海 一郎 平成5年 5 月 5 日（満〇〇歳） 母 別海 花子 平成3年 1 0 月 1 0 日（満〇〇歳）	世帯主 の氏名 別海 一郎 世帯主と の続き柄 子	
	⑨ 本 籍 外国人のときは国籍だけを書いてください 北海道野付郡別海町別海常盤町280	番地 番	
	⑩ 同居を始めたとき 平成30年 1 2 月	結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早い方を書いてください	
	⑪ 子が生まれたときの世帯のおもな仕事と ☒ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は除く） ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐ 5. 1 から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯 （国勢調査の年…令和 年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）		
⑫ 父 母 の 職 業	父の職業	母の職業	
⑬ その他			
届 出 人	⑭ ☒ 父 ☐ 1. 母 ☐ 2. 法定代理人（ ） ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 医師 ☐ 5. 助産師 ☐ 6. その他の立会者 ☐ 7. 公設所の長		
	住 所	北海道野付郡別海町別海常盤町280 番地 番 号	
	本 籍	北海道野付郡別海町別海常盤町280 番地 番 別海 一郎	
	署 名	別海 一郎 平成元年5月 5日生	
	⑮ 連絡先	電話 （ ） 番 自宅・勤務先・呼出 方	

- ⑨本籍
父母の本籍地と戸籍筆頭者の氏名を記入します。
（戸籍筆頭者とは、戸籍の一番はじめに記載されている人）
本籍は、住所と違う場合が多いので、確認してから記入しましょう。
なお、外国籍の場合は国籍だけ記入します。
- ⑩同居を始めたとき
同居を始めたときか、結婚式を挙げたときの、どちらか早い方を記入します。
- ⑪子が生まれたときの世帯のおもな仕事
6つに分けられた仕事の分類の中から、該当するものにチェックを入れます。
- ⑫父母の職業
国勢調査のある年の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ、それぞれの職業を記入します。
- ⑬その他
子の父や母が、まだ戸籍の筆頭者になっていないときは、新しい戸籍が作られますので、ここに希望する本籍地を記入します。
また、日本国籍と外国籍を持つ場合は、”日本の国籍を留保する”と記入して、届出人が署名し、新しい戸籍をつくるときは、日本国内の希望する本籍地を記入します。
- ⑭届出人
届出人の住所、本籍、筆頭者、氏名を記入します。
- ⑮連絡先
届出人本人の連絡が取れる連絡先を記入します。